

京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」活用の公募に係る質問に対する回答（平成29年2月10日締切分）

提出書類一覧(別紙2関連)

番号	要項ページ	質問	回答
51	41	<p>前回質疑の様式2-2「施設の整備方法」については、設計・施工を担当する企業名を記載するように求められているが、着工までに設計者や施工者を正式に決定するので、応募時の予定者として記載することで問題ないか。</p>	<p>設計・施工を担当する企業名については、応募時点での予定を記載してください。</p>

(参考) 第1回 回答（平成29年2月3日）

45	41	<p>様式2-2「施設の整備方法(審査基準3関連)」で活用方針とは賑わい施設における用途という理解でよいか。また、整備方法とは具体的にはどのような内容を求めているか。</p>	<p>様式2-2の活用方針として、賑わいゾーン上に設置する賑わい施設等の設置目的・用途等を記載してください。</p> <p>また、整備方法については、設計・施工を担当する企業名や工事工程など、賑わい施設等の整備工事等の内容を記載してください。</p>
----	----	---	---